

公益財団法人群馬県建設技術センター適合証明業務規程

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この適合証明業務規程（以下「規程」という。）は、公益財団法人群馬県建設技術センター（以下「センター」という。）が、適合証明業務（新築住宅が独立行政法人住宅金融支援機構（以下「機構」という。）の定める基準に適合することを検査する業務をいう。以下同じ。）の実施について、機構と平成24年4月1日付けで締結した適合証明業務に関する協定書（以下「協定書」という。）第9条の規定により必要な事項を定めるものである。

(用語の定義)

第2条 この規程における用語の定義は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 品確法 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）をいう。
- (2) 確認検査 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「建築基準法」という。）第77条の18に規定する確認検査をいう。
- (3) 評価 品確法第5条第1項に規定する住宅性能評価をいう。
- (4) 保険検査 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成19年法律第66号）第19条第1号から第3号までに規定する業務に係る住宅の検査をいう。
- (5) 適合証明業務実施者 適合証明検査機関が適合証明業務を行わせる者をいう。
- (6) 適合証明業務決裁者 適合証明業務実施者のうち、適合証明検査機関が行う適合証明業務の適否について最終的な判断を行う者をいう。
- (7) 個人情報保護法 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）をいう。
- (8) 個人情報等 個人情報保護法第2条第1項に規定する個人情報及び秘密情報をいう。
- (9) 事務リスク 適合証明検査機関の役員、職員又は適合証明業務実施者が、適合証明業務に関して、正確な事務処理を怠ること又は事故、不正等を起こすことにより損失を被るリスクをいう。
- (10) 電磁的記録 電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。
- (11) 再交付 交付した適合証明書を紛失、欠損、汚れ等により同一のものが必要となった場合に再度交付する手続きをいう。

(適合証明業務の基本方針)

第3条 センターは、適合証明業務を、法令、機構が定める業務方法書及び事務処理に関する諸規範等によるほか、この規程及びセンターの定める「適合証明業務要領」（以下「諸規程等」という。）に基づき、公正かつ的確に実施するものとする。

2 センターは、適合証明に係る住宅の検査を希望する者から適合証明業務の依頼があった場合には、やむを得ない事由がある場合を除き、これを拒まないものとする。

(適合証明業務を行う時間及び休日)

第4条 適合証明業務を行う時間は、次項に定める休日を除き、午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、午後12時から午後1時までを除く。

- 2 適合証明業務の休日は、次に掲げる日とする。
 - (1) 日曜日及び土曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日
 - (3) 年末年始（期日は、その年度毎に定める。）
 - (4) その他、センターが必要としてあらかじめ周知した日
- 3 適合証明業務を行う時間及びその休日については、緊急を要する場合その他正当な事由がある場合又は事前に申請者等との間において適合証明業務を行う日時の調整が図られている場合は、前2項の規定によらないことができる。

（事務所の所在地）

第5条 事務所の所在地は、群馬県前橋市大渡町1丁目10番地の7とする。

（業務を行う区域）

第6条 適合証明業務を行う区域は、群馬県全域とする。

（業務を行う住宅）

第7条 センターは、新築住宅の場合にあつては、確認検査業務規程（建築基準法第77条の27に規定する確認検査業務規程をいう。）に定めるセンターが確認検査の業務を行うことができる住宅及び住宅性能評価業務規程（品確法第16条第1項に規定する住宅性能評価業務規程をいう。）に定めるセンターが評価の業務を行うことができる住宅の適合証明業務を行う。

- 2 センターは、センターの役員又は職員が建築主である住宅又は設計、工事監理、施工、販売、販売代理、若しくは媒介を行う住宅に係る適合証明業務を行わないものとする。

第2章 新築住宅に係る適合証明業務

第1節 総則

（適用）

第8条 新築住宅に係る適合証明業務に関する事務処理は、別に定めるもののほか、この章の定めるところによる。

（契約）

第9条 申請者とセンターは、設計検査、中間現場検査、竣工現場検査・適合証明若しくは竣工済特例に係る各提出書類の受理時に、それぞれの検査について別に定める公益財団法人群馬県建設技術センター適合証明（新築住宅）業務約款（以下「新築業務約款」という。）に基づく契約を締結したものとする。なお、当該契約には、有効期間を設けることができるものとする。

- 2 新築業務約款には、次に掲げる事項について明記する。
 - (1) 申請者の協力義務に関する事項のうち、次に掲げるもの。
 - (ア) 申請者は、センターの求めに応じ、適合証明業務のために必要な情報をセンターに提供しなければならないこと。
 - (イ) 申請者は、適合証明業務実施者が適合証明業務の対象となる住宅（以下この章において「対象住宅」という。）並びにその敷地及び工事現場に立ち入ることに協力すること。
 - (2) 適合証明業務の期日に関する事項のうち、次に掲げるもの。

- (ア)設計検査に関する通知書（以下「設計検査通知書」という。）、中間現場検査に関する通知書（以下「中間現場検査通知書」という。）又は竣工現場検査に関する通知書・適合証明書及びフラット35適合証明に関する検査概要書（以下「竣工現場検査通知書・適合証明書及び検査概要書」という。）（以下「通知書等」という。）を交付する期日及び通知書等を交付できない旨を通知する期日（以下この章において「業務期日」という。）に関すること。
- (イ)申請者の非協力、第三者の妨害、天災、その他センターに帰することのできない事由により業務期日から遅延する場合は、申請者との協議の上、期日を変更できること。
- (ウ)申請に係る住宅が、建築基準法第7条第1項の規定による検査を要しない住宅又は同法第7条の6第1項第1号の規定による承認を受けた住宅以外の住宅である場合で申請者が、同法第7条第5項又は第7条の2第5項に規定する検査済証の写しをセンターに提出しないときは、業務期日を延長することができること。
- (3) 契約の解除及び損害賠償に関する事項のうち、次に掲げるもの。
- (ア)竣工現場検査通知書・適合証明書及び検査概要書の交付前に計画が大きく変更された場合は、設計検査の申請を取り下げ、別件として再度申請を行わなければならないものとし、元の適合証明業務に係る契約は解除されること。
- (イ)申請者は、竣工現場検査通知書・適合証明書及び検査概要書が交付されるまでの間、センターに書面をもって通知することにより当該契約を解除できること。
- (ウ)申請者は、センターが行うべき適合証明業務が業務期日から遅延した場合、遅延することが明らかである場合及びその他センターに帰すべき事由により当該契約を解除した場合は、既に支払った手数料の返還を請求できるとともに、生じた損害の賠償を請求することができること。
- (エ)センターは、申請者の必要な協力が得られないこと、その他の申請者に帰すべき事由により、業務期日までに業務が完了しない場合又は業務が完了する見込みのない場合は、申請者に書面をもって通知することにより当該契約を解除することができること。
- (オ)センターは、前号の規定による契約の解除により生じた損害の賠償を請求することができること。
- (4) センターが負う責任に関する事項のうち、次に掲げるもの。
- (ア)当該契約が、対象住宅が建築基準法及びその他の法令に適合することについて保証するものではないこと。
- (イ)当該契約が、対象住宅に瑕疵がないことについて保証するものではないこと。
- (ウ)第10条、第18条及び第22条に規定する提出書類に虚偽があること及びその他の事由により、適切な適合証明業務を行うことができなかつた場合においては、適合証明業務の結果について責任を負わないこと。

第2節 設計検査

（設計検査の申請）

第10条 設計検査を申請しようとする者は、センターに対し、次の各号に掲げる書類をそれぞれ当該各号に定める部数提出しなければならないものとする。

- (1) 別に定める設計検査申請書 2部
- (2) 別に定める設計検査に係る図書 2部
- (3) 別に定める維持管理基準適合確認に係る図書（対象住宅が共同建ての住宅である場合に限る。） 2部
- (4) その他センターが検査上必要なものとして指示した書類 センターが定める部数

(設計検査の申請の受理)

第 11 条 センターは、前条の規定に基づき提出された書類（以下「設計検査提出書類」という。）について、次の事項を検査し、当該設計検査提出書類を受理する。

- (1) 申請に係る住宅が、第 7 条に規定する業務を行う住宅に該当するものであること。
 - (2) 設計検査提出書類に形式上の不備がないこと。
 - (3) 設計検査提出書類に記載すべき事項の記載が不十分でないこと。
 - (4) 設計検査提出書類に記載された内容に明らかな虚偽がないこと。
- 2 センターは、前項の検査により同項各号に該当しないと認める場合においては、その訂正を求めるものとする。
- 3 申請者が前項の求めに応じない場合又は十分な訂正を行わない場合においては、センターは、受理できない理由を申請者に明らかにするとともに、当該設計検査提出書類を返還する。

(設計検査)

第 12 条 センターは、諸規程等に従い、設計検査を適合証明業務実施者に実施させる。

- 2 適合証明業務実施者は、設計検査のために必要と認める場合においては、申請者又は設計者に対し、必要な書類の閲覧又は提出を求める。
- 3 適合証明業務実施者は、設計検査の対象となる住宅が建築基準法その他の法令に違反していると認めるときは、申請者に対してその旨を告げるとともに、必要に応じて設計検査を一時中断する。
- 4 前項の規定により設計検査を中断した場合においては、センターは、その是正が図られるまでの間、設計検査を再開しない。

(設計検査の申請の取下げ)

第 13 条 申請者は、設計検査通知書の交付前に設計検査の申請を取り下げ、第 9 条第 2 項第 3 号(イ)の規定に基づく契約解除をする場合においては、別に定める取下げ届をセンターに 2 部提出する。

- 2 センターは、前項に規定する取下げ届を受理したときは、設計検査を中止し設計検査提出書類のうち不要となった書類を申請者に返却する。

(設計検査の取りやめ)

第 14 条 申請者は、設計検査通知書の交付後に第 9 条第 2 項第 3 号(イ)の規定による契約解除をする場合においては、別に定める取りやめ届に設計検査通知書を添えてセンターに 2 部提出する。

(設計検査の申請内容の変更)

第 15 条 申請者は、設計検査通知書の交付前に設計検査の対象となる住宅の計画が変更された場合においては、その旨及び変更の内容等についてセンターに通知するものとする。

- 2 前項の通知が行われた場合において、センターが変更の内容が大規模であると認めるときは、申請者は、設計検査の申請を取り下げ、別件として再度設計検査を申請しなければならない。
- 3 申請者は、設計検査通知書の交付後に対象住宅の計画が変更（軽微な変更を除く。）された場合においては、設計検査通知書の交付を受けた設計検査の申請を取りやめ、別件として再度設計検査を申請しなければならない。

(申請者の変更)

第 16 条 申請者は、竣工現場検査通知書・適合証明書及び検査概要書の交付前に申請者が変更になった場合は、別に定める名義変更届 2 部に、設計検査通知書を添えてセンターに提出する。

2 センターは、前項に規定する名義変更届を受理したときは、名義変更届 1 部に必要事項を記載し、設計検査通知書を添えて申請者に返却する。

(設計検査通知書の交付)

第 17 条 センターは、対象住宅が機構の定める基準に適合していることを確認した場合においては、次に掲げる場合を除き、速やかに設計検査通知書を申請者に交付する。

(1) 設計検査提出書類に形式上の不備があり、又はこれらに記載すべき事項の記載が不十分であるとき。

(2) 設計検査提出書類に記載された内容が明らかに虚偽であるとき。

(3) 対象住宅の計画が建築基準法第 6 条第 1 項に規定する建築基準関係規定（以下、「建築基準関係規定」という。）に適合しないと認めるとき。

(4) 設計検査に必要な申請者の協力が得られなかったこと又はその他センターに帰することのできない事由により、設計検査を行えなかったとき。

(5) 手数料が支払期日までに支払われていないとき。

2 対象住宅が共同建ての住宅である場合で、申請者が第 10 条に規定する設計検査の申請までに当該共同建ての住宅に係る別に定める維持管理基準適合確認に係る書類を提出できないときは、竣工現場審査申請時に維持管理基準に適合する確認を受けることを条件として付すこととし、その旨を当該設計検査通知書に記載しなければならない。

3 センターは、対象住宅が機構の定める基準に適合していないことを確認した場合又は第 1 項各号に該当する場合は、第 1 項の規定に基づく設計検査通知書の交付を行わず、その旨を申請者に通知する。

4 第 1 項の規定により設計検査通知書を交付する場合においては、第 10 条第 1 号の設計検査申請書並びに同条第 2 号、第 3 号及び第 4 号（必要な場合に限る。）の書類をそれぞれ各 1 部ずつ当該設計検査通知書に添付する。

第 3 節 中間現場検査

(中間現場検査の申請)

第 18 条 中間現場検査は、一戸建て、連続建て及び重ね建て（以下「一戸建て等」という。）の住宅のうち、機構が必要と認めるものについて適用する。

2 中間現場検査を申請しようとする者は、センターに対し、次の各号に掲げる書類を提出しなければならないものとする。

(1) 別に定める中間現場検査申請書 2 部

(2) 第 10 条第 2 号に掲げる図書で変更に係るもの（設計検査通知書の交付後に軽微な設計変更を行った場合に限る。） 2 部

(3) 中間現場検査通知書送付用封筒（送付先宛名及び通知書を送付するに足る郵便切手の貼ってあるものに限る。） 1 通

(4) その他センターが検査上必要なものとして指示した書類 センターが必要と認める部数

(中間現場検査の申請の受理)

第 19 条 センターは、前条第 2 項の規定に基づき提出された書類（以下「中間現場検

査提出書類」という。)について、次の事項を検査し中間現場検査予定日を相互に調整した上で、当該中間現場検査提出書類を受理する。

- (1) 申請に係る住宅が、第7条に規定する業務を行う住宅に該当するものであること。
 - (2) 中間現場検査提出書類に形式上の不備がないこと。
 - (3) 中間現場検査提出書類に記載すべき事項の記載が不十分でないこと。
 - (4) 中間現場検査提出書類に記載された内容に明らかな虚偽がないこと。
- 2 センターは、前項の検査により中間現場検査提出書類が同項各号に該当しないと認める場合は、その訂正を求めるものとする。
- 3 申請者が前項の求めに応じない場合又は十分な訂正を行わない場合においては、センターは、受理できない理由を明らかにするとともに、当該中間現場検査提出書類を返還する。

(中間現場検査)

第20条 センターは、諸規程等に従い、中間現場検査を適合証明業務実施者に実施させる。

- 2 適合証明業務実施者は、中間現場検査のために必要と認める場合においては、申請者、設計者、工事施工者又は工事監理者に対し、必要な書類の閲覧又は提出を求める。
- 3 適合証明業務実施者は、中間現場検査の対象となる住宅が建築基準法その他の法令に違反していると認めるときは、申請者にその旨を告げるとともに、必要に応じて中間現場検査を一時中断する。
- 4 前項の規定により中間現場検査を中断した場合においては、センターは、その是正が図られるまでの間、中間現場検査を再開しない。
- 5 センターは、前条第1項の規定により中間現場検査の申請を受理したときは、予め定めた中間現場検査予定日(センター又は申請者の都合により、中間現場検査予定日に検査が行えない場合は、別に協議して定める日。)に、適合証明業務実施者に中間現場検査を実施させる。

(中間現場検査通知書の交付)

第21条 センターは、中間現場検査の対象となる住宅が機構の定める基準に適合していることを確認した場合においては、次に掲げる場合を除き、速やかに中間現場検査通知書を申請者に交付する。

- (1) 中間現場検査提出書類に形式上の不備があり、又はこれらに記載すべき事項の記載が不十分であるとき。
 - (2) 中間現場検査提出書類に記載された内容が明らかに虚偽であるとき。
 - (3) 中間現場検査の対象となる住宅の計画が建築基準関係規定に適合しないと認めるとき。
 - (4) 中間現場検査に必要な申請者の協力が得られなかったこと、検査時期に必要な検査を行えなかったこと、その他センターに帰することのできない事由により、中間現場検査を行えなかったとき。
- 2 センターは、中間現場検査の対象となる住宅が機構の定める基準に適合していないことを確認した場合又は前項各号に該当する場合は、前項の規定による中間現場検査通知書の交付を行わず、その旨を申請者に対し通知する。
- 3 第1項の規定により中間現場検査通知書を交付する場合においては、第18条第2項第1号の中間現場検査申請書並びに同項第2号及び第4号(必要な場合に限る。)の書類をそれぞれ各1部ずつ当該中間現場検査通知書に添付する。

第4節 竣工現場検査・適合証明

(竣工現場検査・適合証明の申請)

第 22 条 竣工現場検査・適合証明を申請しようとする者は、センターに対し、次の各号に掲げる書類をそれぞれ各号に定める部数提出しなければならないものとする。

- (1) 別に定める竣工現場検査申請書・適合証明申請書 2部
- (2) 建築基準法第7条第5項又は第7条の2第5項に規定する検査済証の写し（センターで検査済証の交付を受けない場合に限る。）ただし、同法第7条第1項の規定による検査を要しない住宅又は同法第7条の6第1項第1号の規定による承認を受けた住宅を除く 1部
- (3) 第10条第2号に掲げる書類で変更に係るもの（設計検査通知書の交付後に軽微な設計変更を行った場合に限る。） 2部
- (4) 別に定める維持管理基準適合確認に係る図書（「設計検査に関する通知書」に、維持管理基準に適合する確認を受けることを条件として付されているものに限る。） 2部
- (5) 竣工現場検査通知書・適合証明書及び検査概要書送付用封筒（送付先宛名及び通知書を送付するに足る郵便切手の貼ってあるものに限る。） 1通
- (6) その他センターが検査上必要なものとして指示した書類 センターが定める部数

(竣工現場検査・適合証明の申請の受理)

第 23 条 センターは、前条の規定に基づき提出された書類（以下「竣工現場検査提出書類」という。）について、次の事項を検査し、当該竣工現場検査提出書類を受理する。

- (1) 申請に係る住宅が、第7条に定める業務を行う住宅に該当するものであること。
 - (2) 竣工現場検査提出書類に形式上の不備がないこと。
 - (3) 竣工現場検査提出書類に記載すべき事項の記載が不十分でないこと。
 - (4) 竣工現場検査提出書類に記載された内容に明らかな虚偽がないこと。
- 2 センターは、前項の検査により竣工現場検査提出書類が同項各号に該当しないと認める場合においては、その訂正を求めるものとする。
- 3 申請者が前項の求めに応じない場合又は十分な訂正を行わない場合においては、センターは、受理できない理由を明らかにするとともに、当該竣工現場検査提出書類を返還する。

(竣工現場検査・適合証明)

第 24 条 センターは、諸規程等に従い、竣工現場検査・適合証明を適合証明業務実施者に実施させる。

- 2 適合証明業務実施者は、竣工現場検査・適合証明のために必要と認める場合においては、申請者、設計者、工事施工者又は工事監理者に対し、必要な書類の閲覧又は提出を求める。
- 3 適合証明業務実施者は、竣工現場検査・適合証明の対象となる住宅が建築基準法その他の法令に違反していると認めるときは、申請者に対してその旨を告げるとともに、必要に応じて竣工現場検査・適合証明を一時中断する。
- 4 前項の規定により竣工現場検査・適合証明を中断した場合においては、センターは、その是正が図られるまでの間、竣工現場検査・適合証明を再開しない。
- 5 センターは、前条第1項の規定により竣工現場検査・適合証明の申請を受理したときは、予め定めた竣工現場検査予定日（センター又は申請者の都合により、竣工現場検査予定日に検査が行えない場合は、別に協議して定めた日。）に、適合証明業務実施者に竣工現場検査・適合証明を実施させる。

(竣工現場検査通知書・適合証明書及び検査概要書の交付)

第 25 条 センターは、竣工現場検査・適合証明の対象となる住宅が機構の定める基準に適合していることを確認した場合には、次に掲げる場合を除き、速やかに竣工現場検査通知書・適合証明書及び検査概要書を申請者に交付する。

- (1) 竣工現場検査提出書類に形式上の不備があり、又はこれらに記載すべき事項の記載が不十分であるとき。
 - (2) 竣工現場検査提出書類に記載された内容が明らかに虚偽であるとき。
 - (3) 竣工現場検査の対象となる住宅の計画が建築基準関係規定に適合しないと認めるとき。
 - (4) 申請にかかる住宅について建築基準法第 7 条第 5 項又は第 7 条の 2 第 5 項の検査済証が交付されていないとき。ただし、同法第 7 条第 1 項の規定による検査を要しない住宅又は同法第 7 条の 6 第 1 項第 1 号の規定による承認を受けた住宅にあっては、この限りでない。
 - (5) 竣工現場検査・適合証明に必要な申請者の協力が得られなかったこと、検査時期に必要な検査を行えなかったことその他センターに帰することのできない事由により、竣工現場検査・適合証明を行えなかったとき。
- 2 センターは、竣工現場検査・適合証明の対象となる住宅が機構の定める基準に適合していないことを確認した場合又は前項各号に該当する場合は、前項の規定による竣工現場検査通知書・適合証明書及び検査概要書の交付は行わず、その旨を申請者に対し通知する。
- 3 第 1 項の規定により竣工現場検査通知書・適合証明書及び検査概要書を交付する場合には、第 22 条第 1 項第 1 号の竣工現場検査申請書・適合証明申請書並びに同項第 3 号、第 4 号及び第 6 号（必要な場合に限る。）の書類をそれぞれ各 1 部ずつ当該竣工現場検査通知書・適合証明書及び検査概要書に添付する。

第 3 章 適合証明業務の管理及び実施の体制

第 1 節 適合証明業務の管理体制等

(適合証明業務の管理体制)

第 26 条 適合証明業務の実施に係る最高責任者は理事長とし、理事長は必要に応じ適合証明業務に係る管理の責任と権限をもつ適合証明業務に係る担当役員（以下単に「担当役員」という。）を置く。

- 2 理事長は、適合証明業務が公正かつ的確に実施されるために必要と判断した場合には、随時、適合証明業務の管理体制の見直しを行う。

(適合証明業務の業務処理体制)

第 27 条 理事長は、適合証明業務がこの規程に従い公正かつ的確に実施されるよう申請住宅の規模や種類、業務区域及び業務量に応じた適合証明業務の業務処理体制を構築する。

- 2 適合証明業務は、原則として、それ以外の業務（確認検査、評価等及び保険検査に係る業務を除く。）を行う部署と異なる部署で行う。

第 2 節 適合証明業務実施者

(適合証明業務実施者の選任)

第 28 条 理事長は、適合証明業務を実施させるために適合証明業務実施者を選任する。

(適合証明業務決裁者の選任)

第 29 条 理事長は、適合証明業務の適否について最終的な判断を行わせるために適合証明業務決裁者を選任する。

(適合証明業務実施者の解任)

第 30 条 理事長は、適合証明業務実施者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該適合証明業務実施者を解任する。

- (1) 適合証明業務実施者としての要件を満たさなくなったとき。
- (2) 業務違反その他適合証明業務実施者としてふさわしくない行為があったとき。
- (3) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えられないと認めるとき。

(適合証明業務実施者の配置)

第 31 条 理事長は、適合証明業務を実施するため、適合証明業務実施者を 3 人以上（うち 2 名以上は適合証明業務決裁者）配置する。

- 2 前項の配置については、適合証明業務の実績に応じ、随時、見直しを行う。
- 3 センターは、適合証明業務の申請件数が一時的に増加すること等の事情により、適合証明業務を適切に実施することが困難となった場合は、速やかに、新たな適合証明業務実施者を選任する等の適切な措置を講ずる。

(適合証明業務実施者への研修)

第 32 条 センターは、法令、機構の定める業務方法書及び事務処理に関する諸規範等に従い適合証明業務が的確に実施されるよう、すべての適合証明業務実施者に対して次の各号に掲げるいずれかの研修を一年度内に 1 回以上受講させる。

- (1) センターが実施する適合証明業務に関する研修
- (2) 機構が実施する適合証明業務に関する研修

(適合証明業務実施者の身分証の携帯)

第 33 条 適合証明業務実施者が、適合証明業務の対象となる建築物並びにその敷地及び工事現場に立ち入る場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、必要に応じて関係者に提示しなければならない。

- 2 前項の身分証の様式は、別に定めるところによる。

第 3 節 個人情報等の管理等

(個人情報等の保護)

第 34 条 センターの役員及び職員（適合証明業務実施者を含む。）並びにこれらの者であった者は、個人情報保護法その他個人情報保護に関する諸規範に従い、適合証明業務に関して知り得た個人情報等の漏えい、滅失及び毀損を防止するとともに、適合証明業務その他機構業務以外の目的（個人情報保護法第 21 条第 1 項及び第 2 項に基づき、個人情報の取得に際しての通知等を行った利用目的を除く。以下同じ。）での複

製、利用等をしてはならない。

(個人情報等の管理)

第 35 条 センターは、個人情報保護法その他個人情報保護に関する諸規範に従い、適合証明業務に関して知り得た個人情報等の漏えい、滅失及び毀損の防止並びに適合証明業務その他機構業務以外の目的での複製、利用の禁止その他適切な管理のため、次の各号に掲げる措置を講ずる。

一 個人情報等の管理に関する責任者（以下「個人情報等管理責任者」という。）を設置すること。

二 次のア及びイに掲げる事項をセンターの役職員に対し、研修等を通じて周知すること。

ア 個人情報保護法その他個人情報に関する諸規範の趣旨に則り、関連する法令、規程等の定め並びに個人情報等管理責任者の指示に従い、個人情報等を取り扱わなければならないこと。

イ 個人情報等の取扱いに当たっては、漏えい、滅失及び毀損を防止するとともに、適合証明業務その他機構の業務以外の目的で複製、利用等をしてはならないこと。

三 個人情報等及び個人情報等を記録した媒体を次のア及びイのとおり管理及び保管すること。

ア 適合証明業務を行う部署に所属する者以外の者が適合証明業務に関して知り得た個人情報等を取り扱うことがないよう適切に管理すること。

イ 適合証明業務を実施する上で必要な場合以外は、個人情報等が記録された媒体（文書、図画、電磁的記録等をいう。以下同じ。）を防火上、防湿上及び防犯上保存に適した場所で保管すること。

四 個人情報等が記載された保存文書の保存期間満了時期が経過した場合等、個人情報等が記録された媒体が不要となった場合は、個人情報等が外部に流出しないよう十分に留意し、個人情報等の復元又は判別が不可能な方法により個人情報等の消去又は媒体の廃棄を行うこと。

五 適合証明業務マニュアルに定める適合証明業務整理簿の整備を的確に行うほか、個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、台帳等を整備して、当該個人情報等の利用及び保管等の取扱いの状況について記録すること。

六 個人情報等の取扱いについて、漏えい等安全確保の上での問題となる事案が発生した場合は、被害拡大の防止及び復旧を図り、事案に応じて、その事案の内容、経緯及び被害状況を速やかに機構へ報告すること。

七 センターにおいて、申請書等の受理を行う電子情報処理組織を提供する場合は、申請書等の受理に係る秘密を次のア及びイのとおり確保すること。

ア ネットワーク上で電子文書を送受信する際の情報漏えいを防止するため、電子情報処理組織の通信の暗号化による方法（SSL（Secure Socket Layer）等のプロトコルを活用する方法）を用いること。

イ センターにて受理した電子文書への第三者による不正アクセス行為を防止するため、電子計算機及び電子情報処理組織に、それぞれ ID 及びパスワードを用いてアクセスを行う方法を用いること。

第 4 章 適合証明業務の実施方法等

(適合証明業務実施者等の業務範囲)

第 36 条 適合証明業務実施者は、協定書第 4 条第 3 項に規定する適合証明業務を行うことができる住宅について、適合証明業務を行う。

2 適合証明業務実施者は、次の各号に掲げる者が建築主である住宅又は設計、工事監理、施工、販売、販売代理、若しくは媒介を行う住宅に係る適合証明業務に従事してはならない。

(1) 当該適合証明業務実施者

(2) 当該適合証明業務実施者の所属する企業（過去 2 年間に所属していた企業を含む。）

(適合証明業務の実施方法)

第 37 条 適合証明業務実施者は、法令、機構が定める業務方法書及び事務処理に関する諸規範等によるほか、適合証明業務マニュアル等により、公正かつ的確に適合証明業務を実施する。

2 適合証明業務マニュアル等に改訂があった場合は、すみやかに適合証明実施者に周知し、適合証明業務マニュアル等を最新の状態に維持する。

3 適合証明業務実施者は、適合証明業務について当該適合証明業務を実施した者以外の適合証明業務決裁者の決裁を受ける。

4 次に掲げる物件検査については、品確法第 1 3 条に定める評価員として選任されるための講習の課程を修了した適合証明業務実施者（役員又は職員に限る。）が検査し、又は品確法第 1 3 条に定める評価員として選任されるための講習の課程を修了した適合証明業務決裁者が決裁を行う。

(1) フラット 3 5 S に係る住宅及び賃貸住宅融資に係る住宅の設計検査（次の（ア）から（オ）までに掲げる設計検査を除く。）

(ア) 機構承認住宅（設計登録タイプ）に係る設計検査（設計書等により断熱構造基準を確認する場合を除く。）

(イ) 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成 2 4 年法律第 8 4 号）の規定により低炭素建築物新築等計画が認定された住宅又は集約都市開発事業計画が認定された住宅であることを確認する設計検査

(ウ) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成 27 年法律第 5 3 号）の規定により建築物エネルギー消費性能向上計画が認定された住宅、又は同規程による基準適合認定建築物であることを確認する設計検査

(エ) 次世代住宅ポイント対象住宅証明書による設計検査

(オ) BELS 評価書による設計検査

(適合証明業務整理簿の作成)

第 38 条 センターは、設計検査、中間現場検査、竣工現場検査若しくは竣工済特例に係る適合証明を行ったときは、別に定める適合証明業務整理簿に所定の事項を記録する。

第 5 章 手数料等

(手数料の額等)

第 39 条 申請者は、センターに適合証明業務の申請を行う場合は、設計検査申請時、

中間現場検査申請時、竣工現場検査・適合証明申請時若しくは竣工済特例時に申請区分に対応する手数料を納入しなければならない。

- 2 前項の手数料の額は、別表1のとおりとする。
- 3 第1項の手数料の納入は現金又は銀行振込みにより行う。
- 4 センターは、第2項の定めに違反して、申請者から手数料を収納しない。
- 5 手数料の納入に要する費用は申請者の負担とする。
- 6 センターと申請者等は、協議により、一括の納入等別の方法を取ることができるものとする。

(手数料の減免)

第40条 理事長は、特に必要があると認めるときは、手数料の一部を免除することができるものとする。

(手数料の返還)

第41条 収納した手数料は、返還しない。ただし、センターの責に帰すべき事由により適合証明業務が実施できなかつた場合には、この限りでない。

第6章 適合証明業務の監視、改善方法

(監視人等の設置)

第42条 センターは、監視人(第三者である建築関係の学識者等で、当機関が行う適合証明業務に係る監査を行う者をいう。以下同じ。)を置く。

- 2 センターは、適合証明業務に関する諸規定等を遵守していることについて、監視人により一年度内に1回以上確認を受ける。

(自主検査)

第43条 センターは、適合証明業務が的確に実施されていることを、自らの検査により一年度内に1回以上確認する。

(事務リスクの管理)

第44条 センターは、事務リスクと思われる事案が発生した場合は直ちに機構に報告する。

(再発防止措置)

第45条 センターは、適合証明業務に関して、不適切な処理が行われた案件を確認した場合は、再発防止措置をとる。この場合、再発防止措置は不適切な処理が行われた案件の影響に見合ったものとする。

第7章 その他適合証明業務の実施に関して必要な事項

(適合証明業務関係書類の保存期間)

第46条 適合証明業務整理簿は適合証明業務の全部を廃止するまでの期間保存することとし、設計検査及び現場検査に係る書類については、それぞれの検査の合格日から5年間保存することとする。

(適合証明業務関係書類等の保管の方法)

第 47 条 センターは、役員、職員等の出勤簿、旅行命令簿等適合証明業務に係る住宅の所在する場所に適合証明業務実施者が赴いた事実を証明できる書類、適合証明業務整理簿その他適合証明業務に関する文書、図画及び電磁的記録について、適正な作成及び授受、整理、保管、廃棄等の管理を行う。

2 適合証明業務整理簿その他適合証明業務に関する文書、図画及び電磁的記録の保存は、検査中にあつては検査のため特に必要がある場合を除き事務所内において、検査終了後は施錠できる室、ロッカー等において、确实であり、かつ、個人情報等の漏れることのない方法で行う。

3 第 2 項に掲げる書類等を廃棄する場合は、個人情報等が外部に流出しないよう十分に留意し、当該個人情報等の復元又は判別が不可能な方法により、当該個人情報等の消去又は当該媒体の廃棄を行う。

4 電子申請の場合にあつては、電子文書について次のとおり保存及び管理する。

(1) 電子文書は、センターが管理するサーバー内に保存する。なお、個人情報及び秘密情報について協定書第 15 条に定めるとおり適切に管理できる場合は、外部サーバーの利用も可能とする。

(2) 記録の紛失を防止するため、バックアップファイルを作成し保存する。

(適合証明業務取扱機関の掲示)

第 48 条 センターは、取扱開始日、機関の名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地及び電話番号、適合証明業務を行う区域並びに適合証明業務を行う住宅の種類を、別表 2 の様式に従い、適合証明業務を行う事務所において公衆に見やすいように掲示する。

(書類の備置及び閲覧)

第 49 条 センターは、適合証明業務を行う事務所に次の各号に掲げる書類を備え、適合証明を受けようとする者その他の関係者の求めに応じ、これを閲覧させる。

(1) センターの適合証明業務に係る担当役員の氏名を記載した書類

(2) センターの業務の実績を記載した書類

(3) 適合証明業務実施者の人数を記載した書類

(4) 適合証明業務に係る損害保険の契約内容を記載した書類

(5) センターの適合証明に係る手数料を記載した書類

(6) センターの適合証明業務に係る事務処理等を規定した規程等

(事前相談)

第 50 条 申請者は、適合証明の申請に先立ち、センターに相談をすることができる。この場合においては、センターは、誠実かつ公正に対応する。

(適合証明業務に係る通知書等の再交付)

第 51 条 申請者は、第 17 条第 1 項による設計検査通知書、第 21 条第 1 項による中間現場検査通知書又は第 25 条第 1 項による竣工現場検査に関する通知書・適合証明書の再交付を受けようとするときは、別に定める再交付申請書により申請するものとする。

附 則

この規程は、平成15年8月29日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年6月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。

(適用除外)

2 従前の規程により手数料を納入した検査については、第39条は適用しない。

附 則

この規程は、平成22年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

(適用除外)

2 令和5年3月31日までに設計検査の事前申請を受理し、従前の基準を適用する場合又は申請する建築物の建築確認日（建築確認が不要な場合は着工日）が令和5年3月31日以前の設計検査を受理し、従前の基準を適用する場合の設計検査手数料の額については、従前の規程を適用する。

(別表1)

手数料の額(円)

手数料の種類及び額	申請区分	基本手数料の額	戸当たり手数料の額		フラット35Sを適用する場合の追加手数料の額 ※1	
一戸建て等	設計検査	—	断熱構造等の確認に計算が含まれる場合	26,400	省エネルギー性	1,100
			断熱構造等の確認が適合書等による場合(センター発行)	15,400	耐震性 ※2	14,300
			断熱構造等の確認が適合書等による場合(他機関発行)	16,500	バリアフリー性	6,600
	中間現場検査	—		15,400	耐久性可変性(優良な住宅基準)	6,600
	竣工現場検査	—		16,500	耐久性可変性(特に優良な住宅基準)	0
	竣工済特例	—		59,400	手数料の額 ※3 = 基本手数料の額 + (戸当たり手数料の額 + 追加手数料の額) × 戸数	
共同建て	設計検査	22,000	17,600			
竣工現場検査	22,000	6,600				
再交付			一通につき 2,200			
現場検査における遠隔地加算			3,300 ※4			

※1 フラット35Sを適用する場合の追加手数料は、設計検査申請時に加算し、各性能を複数選択する場合は、性能ごとの追加手数料を合計した額とする。

※2 免震建築物の場合は、別途見積もりによる。

※3 中間現場検査又は竣工現場検査時に、適合書等の添付によりフラット35Sを追加適用する場合の手数料の額は、2,200円(適合証等の技術的審査をセンターが行った場合は1,100円)とする。

※4 遠隔地とは、以下に示す地域をいう。なお、当該加算は、センターにおいて他の検査と同時に検査できる場合は不要とする。

孺恋村、草津町、館林市、明和町、板倉町

その他別表1に該当しないものについては、別途見積もりによる。

(別表 2)

独立行政法人住宅金融支援機構の適合証明業務取扱機関票	
適合証明業務 取扱開始日	年 月 日
機関の名称	
代表者の氏名	
主たる事務所の所在地 及び電話番号	電話番号
適合証明業務を行う 区 域	
適合証明業務を行う 住宅の種類	